

空き家バンク制度のご案内

住まなくなった家、登録しませんか？

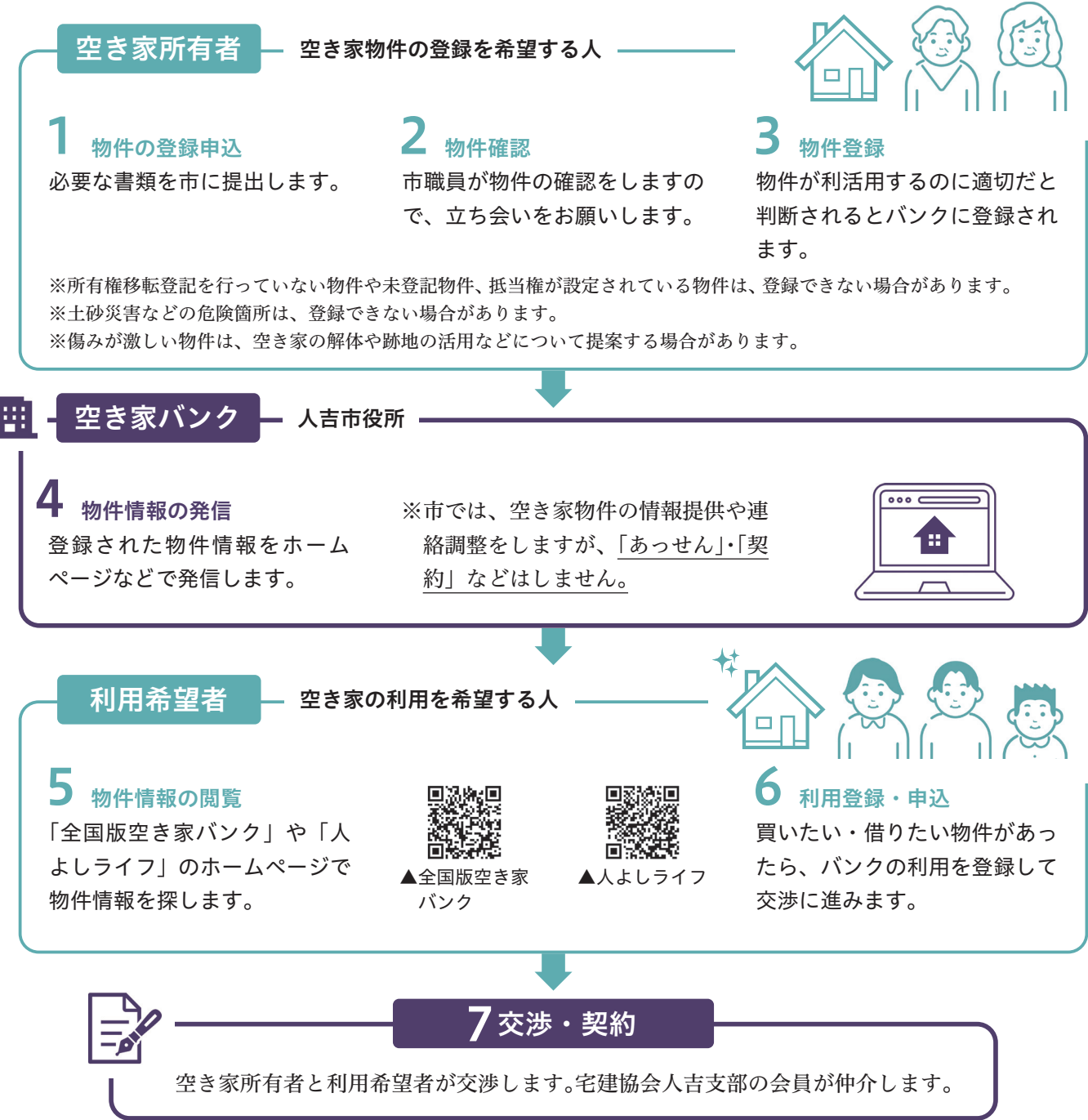
空き家バンクとは

空き家を「売りたい人」、「貸したい人」に情報を登録していただき、その空き家の情報を公開し、利用を希望する人に情報提供する制度です。空き家をお持ちの人や今後空き家になる予定の物件をお持ちの人は、市地域コミュニティ課にご相談ください。

令和3年度は申し込み6件、登録6件、うち1件が売買され、そのほかは契約中や交渉中です



空き家バンクへの登録と利用の流れ



問合せ 市地域コミュニティ課自治支援係（☎22-2111 内線1061）
✉ chiikicom@hitoyoshi.kumamoto.jp

令和3年度

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

情報公開制度とは、市の仕事や市民生活について「見たい、知りたい」と思ったときに、その求めに応じて市の情報（文書、図面、写真など）を公開するもので、市民の皆さんだけでなく誰でも請求できます。

個人情報保護制度とは、市が持っている個人情報が外部に漏れたり乱用されたりしないように、個人情報の取り扱いのルールを定め、情報を保護する制度です。

本人の個人情報は、原則本人だけが開示請求できます。本人の個人情報の内容に誤りがあるときや条例の趣旨に反して個人情報が収集・保管されているときは、訂正・削除などの申請ができます。条例の趣旨に反して個人情報が本来の目的以外に使用されたり外部に提供されたりしているときは、中止の請求ができます。

情報公開制度と個人情報保護制度が1年間でどの程度利用され、どのように処理されたかお知らせします。

人吉市情報公開条例に基づく開示請求と処理状況

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

実施機関	開示請求の 件数	処理状況						不服申立の 件数
		開示決定の 件数	一部開示の 決定件数	不開示の決定件数（内訳）				
				不開示	不存在	存否応答 拒否	その他	
市長部局	71	61	4	2	4	0	0	0
行政委員会	3	1	2	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0

人吉市個人情報の保護に関する条例に基づく開示請求と処理状況

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

実施機関	開示請求の 件数	処理状況							不服申立の 件数
		開示決定の 件数	一部開示の 決定件数	不開示の決定件数（内訳）				訂正 など	
				不開示	不存在	存否応答 拒否	その他		
市長部局	5	5	0	0	0	0	0	0	0
行政委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0

開示決定：請求があった公文書を請求どおり全部公開したもの

一部開示：請求があった公文書の一部を公開したもの

不開示：請求があった公文書を公開しなかったもの

不存在：請求があった公文書が存在しなかったもの

存否応答拒否：請求があった公文書の存在を明らかにしないで開示請求を拒否したもの

問合せ 市総務課法制係（☎22-2111 内線3212）